

検査ガイドに対するコメント

No.	ガイド番号	ガイド名	該当セクション	意見交換会合通しページ	今回の見直し対象かどうか(対象:○、対象外:×)	趣旨	コメント
1	GI0007	原子力安全に係る重要度評価に関するガイド	表2	315	×	記載適正化	「例、」⇒「例:」
2	GI0008	原子力安全に係る重要度評価に関するガイド	表2	315	○	記載適正化	拡大防止・影響緩和欄のA.緩和系について、「一次系(例、・・・)」で括弧開きはあるが、括弧閉じがない。「原子炉隔離時冷却系(BWRのみ)」の後に括弧閉じを付ける。
3	GI0007	原子力安全に係る重要度評価に関するガイド	表3D.火災防護 2.	317	×	記載適正化	「高温作業」⇒「火気使用作業」にする。附属書5にも「高温作業」という言葉があるので、同様に修正をお願いしたい。
4	GI0007	附属書1 出力運転時の検査指摘事項に対する重要度評価ガイド	別紙2 C.3.	328	○	意図確認	別紙2 C.反応度制御系統の『3. 検査指摘事項は、運転員による反応度管理の失敗という結果になったものか(例えば、原子炉出力が制限値を超えている、又は運転員が運転中に反応度の変化を予測し、制御できない)。』とあるが、例示部分は『～反応度を予測も制御もできない』という解釈で良いか。現在の記載は、読み取り方によって『運転員は予測できているのに制御できない』、『運転員が反応度を予測していること』、『制御できないこと』のように問題点をいろいろな解釈で捉えられてしまう。
5	GI0007	附属書1 出力運転時の検査指摘事項に対する重要度評価ガイド	別紙2 D.3.c	329	×	記載適正化	別紙2 D.消防隊の設問に対する回答方法について、『3. 検査指摘事項は、消火器、消火ホース、消火ホース格納庫に関わるものか。』のチェック項目『c. D.1.a、D.2.a またはD.3.a の下のボックスのいずれにも該当しない』があるが、単独で『4. 』として記載した方がいいのではないか。
6	GI0007	附属書3 従業員放射線安全に関する重要度評価ガイド	3.1(1)、3.1(2)	342	○	記載適正化	「法令に定める等価線量限度等価線量限度」⇒「法令に定める等価線量限度」
7	GI0007	附属書3 従業員放射線安全に関する重要度評価ガイド	3.2	342	○	記載適正化	「意図しない遮へい(例えば、線源を遮っている機器類)が合理的に取り除かれる可能性があったか」⇒「意図しない遮へい(例えば、線源を遮っている機器類)が取り除かれる可能性があったか」にする。 【理由】IMC0609App.Cで合理的と使っている意味は、法令限度を超えるという合理的なシナリオを構築することができるかどうかという意味と考える。今の文では、事業者が遮へいを取り除く理由が合理的だったら指摘事項とするという意味に読めるので、誤解を招く。
8	GI0007	附属書4 公衆放射線安全に関する重要度評価ガイド	1.2(1)	348	○	意図確認	「1.2 安全重要度評価プロセス(1)c.」の『50マイクロシーベルト以下』について、期間の概念はないのか。
9	GI0007	附属書4 公衆放射線安全に関する重要度評価ガイド	1.2(2)	348	○	意図確認	「1.2 安全重要度評価プロセス(2)b.」の『50マイクロシーベルト以下』、『1ミリシーベルト以下』について、期間の概念はないのか。
10	GI0007	附属書4 公衆放射線安全に関する重要度評価ガイド	1.2(3)	348	○	意図確認	「1.2 安全重要度評価プロセス(3)」の『1ミリシーベルトを超え』、『5ミリシーベルト以下』について、期間の概念はないのか。
11	GI0007	附属書4 公衆放射線安全に関する重要度評価ガイド	1.2(4)	349	○	意図確認	「1.2 安全重要度評価プロセス(4)」の『5ミリシーベルトを超える』について、期間の概念はないのか。
12	GI0007	附属書4 公衆放射線安全に関する重要度評価ガイド	2.2	349	×	記載適正化	「事業者が定める放出管理の手順等」⇒「事業者が定める管理の手順等」 【理由】固体廃棄物管理に「放出」は適当でないため。

No.	ガイド番号	ガイド名	該当セクション	意見交換会合通しページ	今回の見直し対象かどうか(対象:○、対象外:×)	趣旨	コメント
13	GI0007	附属書5 火災防護に関する重要度評価ガイド	表1	361	×	記載適正化	「消防ホース又は消 化 器」⇒「消防ホース又は消 火 器」
14	GI0007	附属書5 火災防護に関する重要度評価ガイド	図3	369	×	記載適正化	「火災影響軽減機能(消 化 設備、延焼対策設備、防火壁、扉等)が喪失するか？」⇒「火災影響軽減機能(消 火 設備、延焼対策設備、防火壁、扉等)が喪失するか？」
15	GI0007	附属書5 火災防護に関する重要度評価ガイド	添付2.2.	382	×	記載適正化	「最も近くの 水頭 が～」⇒「最も近くの スプリンクラーヘッド が～」
16	GI0009	重要度評価等の事務手順運用ガイド	3.1	447	×	記載適正化	第4区分の定義について、他のガイドと同様に、以下の注釈を記載いただいた方がいいのではないかと。 ※「監視領域(小分類)の劣化が繰り返し生じている」とは、5四半期を超えて監視領域(小分類)の劣化が生じている状態で、更にいずれかの監視領域(小分類)において白が生じた場合をいう。
17	BM0110	作業管理	2 検査目的	497	×	記載適正化	「※作業管理 施設管理のうち設計管理、法定検査及び保全の有効性評価(保全活動管理指標の設定、監視、計画並びに保全の有効性評価)を除く活動。」 ⇒「※作業管理 施設管理のうち設計管理、法定検査及び保全の有効性評価(保全活動管理指標の設定、監視、計画並びに保全の有効性評価)を除く活動。」
18	BM0110	作業管理	4.1(1)b.	498	×	記載適正化	「各データ」が何を指すのかが不明である。前項a.の「情報」のことであるならば、「各情報」とすべきではないか。
19	BM0110	作業管理	5.2(1)a.	500	×	記載適正化	「施設管理方針として、事業者により施設設置又は事業許可若しくは指定の際に定められた性能を有し、技術基準に適合するように原子力施設を設置し、維持するため、定められていることを…検査官が確認する。」の記載について、何が定められていることを確認するのが不明である。施設管理方針にて定められていることを確認するのであれば、「事業者は施設設置又は事業許可若しくは指定の際に定められた性能を有し、技術基準に適合するように原子力施設を設置し、維持することを施設管理方針にて定めていることを…検査官が確認する。」が適切ではないか。
20	BM0110	作業管理	5.2(1)b.(a)	500	×	記載適正化	「保全の実施におけるリスク評価の確認するために、以下の観点を検討すること。」⇒「保全の実施におけるリスク評価の確認をするために、以下の観点を検討すること。」
21	BM0110	作業管理	5.2(1)d(b)	502	×	記載適正化	「また、必要とされる調達物品等に関する情報の確保できることを確認する。」⇒「…情報が確保できることを確認する。」
22	BM0110	作業管理	5.2(1)d.	502	×	記載適正化	「契約先」や「供給者」を「調達先(供給者、請負業者)」に統一する。
23	BM0110	作業管理	5.2(1)f.	503	×	記載適正化	「供給者」⇒「調達先(供給者、請負業者)」
24	BM0110	作業管理	5.2(2)b	505	×	記載適正化	5.2.(2)b.ixの「要領書が適切に制定又は改訂されており、最新版管理が適切に行われるとともに、廃止文書が誤って使用されないようにする。」⇒「…廃止文書が誤って使用されないようにしていること。」にする。
25	BM0110	作業管理	5.2(2)b	505	×	記載適正化	5.2.(2)b.xの「工事及び試験検査について、適切な時期を設定していること。また、他の工事及び試験検査において、安全を担保できない又は影響を及ぼすおそれのある時期に設定していないこと。」について他の工事及び試験検査への影響のことを指すのであれば、「…また、他の工事及び試験検査の安全を担保できない又は影響を及ぼすおそれのある時期に設定していないこと。」が適切ではないか。

No.	ガイド番号	ガイド名	該当セクション	意見交換会合通しページ	今回の見直し対象かどうか(対象:○、対象外:×)	趣旨	コメント
26	BM0110	作業管理	5.2(2)c	505	×	記載適正化	5.2(2)c(d)の「・・・リスク管理等を行なわれていること。」⇒「・・・リスク管理等を行 なっていること。 」
27	BM0110	作業管理	5.2(2)c	506	×	記載適正化	5.2(2)c(f)の「事業者は、工事計画、品質保証計画等に記載された規定類、調達仕様書、作業要領書、検査要領書又はその他文書に次工程への引き渡しは明確にされ、権限者により確実に実施していること。」⇒「事業者は、工事計画、品質保証計画等に記載された規定類、調達仕様書、作業要領書、検査要領書又はその他文書 において 次工程への引き渡しを明確にし、権限者により確実に実施していること。」
28	BM0110	作業管理	5.2(2)c	506	×	記載適正化	5.2(2)c(g)の「事業者は、工事計画、品質保証計画等に記載された規定類、調達仕様書、作業要領書、検査要領書又はその他文書に従って、工事進捗管理は関係者間で共有化され、状態が識別している。」⇒「事業者は、工事計画、品質保証計画等に記載された規定類、調達仕様書、作業要領書、検査要領書又はその他文書に従って、工事進捗管理を関係者間で共有化し、状態を識別している こと。 」
29	BM0110	作業管理	5.2(2)g	506	×	記載適正化	5.2(2)gの「関係法令及び原子力施設内の諸規則等を遵守については、原子力安全の根底となる作業安全について適切に実施されていることを確認すること。また、所管する法規以外における不適切な事象を発見した場合は、必要に応じて法規を管轄する部署に連絡を行うこと。」について、本項の趣旨からすると各文末の「こと」は削除しては。
30	BR0010	放射線被ばくの管理	5.1(1)a.	526	×	記載適正化	「(a) 炉水の分析結果資料」⇒「(a) 炉水の核種分析結果資料」
31	BR0010	放射線被ばくの管理	5.1(1)a.	526	×	記載適正化	「(b) 水質浄化系のフィルタ等の核種分析結果資料」とは、フィルタ等そのもの又は付着物の核種分析結果なのか、それともフィルタ等出口水の核種分析結果なのかを確認したい。結果が後者の場合は、(a)の「炉水」という表現に合わせ「(b) 水質浄化系のフィルタ等 出口水の核種分析結果資料 」に修正願いたい。
32	BR0030	放射線被ばくALARA活動	全般	555～558, 561	○	記載適正化	用語の読み替え(「放射線被ばくALARA活動」、「ALARA活動計画」)が反映されていない箇所があります。 4.1 「ALARAに係る事業者等の活動」 ⇒ 「事業者等の放射線被ばくALARA活動」 4.2(3)c. 「放射線被ばく線量ALARA活動」 ⇒ 「放射線被ばくALARA活動」 5.1(4) 「放射線被ばく低減活動(ALARA)」 ⇒ 「放射線被ばくALARA活動」 5.1(5)b.(b) 「放射線被ばく低減活動(ALARA)」 ⇒ 「放射線被ばくALARA活動」 5.2(1)e. 「ALARA活動」 ⇒ 「放射線被ばくALARA活動」 5.2(4)a. 「被ばく線量低減活動の本質」 ⇒ 「放射線被ばくALARA活動の本質」
33	BR0040	空气中放射性物質の管理と低減	5.3	573	×	記載適正化	「自給式空気呼吸器を含む 呼吸保護設 の保守」⇒「自給式空気呼吸器を含む 呼吸保護装置 の保守」
34	BQ0040	安全実績指標の検証	5.2(8)	630	○	記載適正化	「なお、重大事故等対処設備に対する気付き事項があった場合は、基本検査運用ガイド「BE1050 緊急時対応の準備と保全」に基づき確認する必要がある。」 ⇒「～基本検査運用ガイド「 BE0050 緊急時対応の準備と保全」～」
35	GI0004	規制措置に関するガイド	3.3(2)	637	○	記載適正化	c.に「緑の指摘事項」の話が出てくるのは唐突であるため、3.3(2)の1文目にも「緑の指摘事項」を以下のように追記してはどうか。 「以下の全てを満たしているSLIVについては、規制措置は不要とする。」⇒「以下の全てを満たしているSLIVおよび緑の検査指摘事項については、規制措置は不要とする。」
36	GI0008	検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド	4(1)	645	○	意図確認	パフォーマンス劣化の判断項目について「(保安規定の品質保証計画含む。)」が追記されているが、品質保証計画をわざわざ追記した理由を確認したい。品質保証計画に限らず、保安規定に抵触すればパフォーマンス劣化をこれまでも取っているのではないか。

No.	ガイド番号	ガイド名	該当セクション	意見交換会合通しページ	今回の見直し対象かどうか(対象:○、対象外:×)	趣旨	コメント
37	GI0008	検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド	4 (3)	646	○	意図確認	<p>ステップ3を新設することは不要と考えており、意図を確認したい。意見交換会で議論が必要なレベルの改訂と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子力安全又は核物質防護に影響を与えていることが検査指摘事項の定義であるが、ステップ2でNoとなったものさえ検査指摘事項にし、SDPを実施するのか。 ●何の基準を使って「繰り返し」と判断するのか。 ●米国では 問題の特定と解決(PI&R)とヒューマンパフォーマンス(HU)の横断領域については4四半期に同じ横断アスペクトを持つ6件の指摘事項が存在した場合、横断的テーマが提示される。類似の繰り返しについてより重大なパフォーマンス問題が顕在化する前に適切な措置をとるよう事業者に促すのは、本来は横断領域プログラムで実施することではないか。
38	GI0008	検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド	添付1-1	650, 651	○	記載適正化	<p>改正前の「HPT」に対して改正案は「保健物理専門家」、「放射線管理専門家」と言葉が使い分けられているが、「保健物理専門家」に統一してはどうか。なお、その他のページの改正案では、「保健物理専門家」で統一されている。</p>